

○島根県警察の地域警察運営に関する訓令

(平成5年3月22日島根県警察訓令第5号)

島根県警察の外勤警察運営に関する訓令(平成元年島根県警察訓令第19号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第27条)

第2章 交番、警察署所在地及び駐在所(第28条—第44条)

第3章 自動車警ら班(第45条—第48条)

第4章 警備派出所(第49条)

第5章 交番相談員(第50条)

第6章 雑則(第51条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)に基づき、島根県警察の地域警察運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任をもって、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するよう努めなければならない。

(事件等の処理範囲)

第3条 地域警察は、事件又は事故の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行うものとする。

2 前項に規定する初動的な措置の範囲は、別に定める。

(運用)

第4条 地域警察は、次に掲げる活動単位に配置され、次条及び第6条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官(以下「地域警察勤務員」という。)を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令課及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。

(1) 交番

(2) 警察署所在地

(3) 駐在所

(4) 自動車警ら班

(5) 警備派出所

(通常基本勤務)

第5条 地域警察勤務員は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。） 警ら、巡回連絡、在所、立番及び見張
- (2) 警察署所在地勤務 警ら、巡回連絡及び在所
- (3) 駐在所勤務 警ら、巡回連絡及び在所
- (4) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (5) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (6) 警備派出所勤務 警戒警備、在所及び警ら

2 警察署長は、必要により前項第2号及び第3号の勤務方法に立番及び見張を加えることができる。

(特別勤務)

第6条 警察署長は、管内の治安情勢、警察事象等から、特に必要があると認めるときは、地域警察勤務員に通常基本勤務以外の地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）を命ずることができる。

2 地域警察勤務員は、第2条の任務を達成するため、特に必要があると認めるときは、警察署長の承認を得て特別勤務に従事することができる。

3 警察署長は、特別勤務を命じ、又は承認する場合には、これに伴う通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を最小限にするよう配慮しなければならない。

(転用勤務の抑制)

第7条 警察署長は、警察の総合的、効率的な運営の観点からみて、真にやむを得ない場合を除いて、地域警察勤務員を看守、護送、当直等地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

2 警察署長は、地域警察勤務員を転用勤務に従事させる旨の決定に際しては、転用勤務により地域警察体制に支障が生じることがないように、転用勤務の必要性和地域警察体制に生じる支障の程度とを比較考量して、慎重に判断しなければならない。

3 警察署長は、特定の地域警察勤務員を次の各号に掲げる転用勤務に従事させる場合は、事前に警察本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 連続して7日を超える転用勤務に従事させる場合
- (2) 看守者又は当直員として、恒常的に班編成し、又は恒常的に指定する場合

(勤務制)

第8条 地域警察の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交番 交替制又は日勤制
- (2) 警察署所在地 交替制又は日勤制
- (3) 駐在所 駐在制又は日勤制
- (4) 自動車警ら班 交替制
- (5) 警備派出所 日勤制又は交替制

2 前項に定める勤務制の運用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日勤制

ア 通常勤務 職員の勤務時間に関する規程（昭和29年島根県警察訓令第2号）第2条に定める勤務

イ 毎日勤務 毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務で、勤務を要しない日が特に指定される勤務

ウ その他の日勤制勤務 ア及びイ以外の日勤勤務

(2) 駐在制

毎日勤務 前号イに掲げる毎日勤務

(3) 交替制

ア 変則3交替勤務 基本的には日勤、当番及び非番を順次繰り返し、変則的に当番及び非番の繰り返し又は日勤、日勤、当番及び非番の繰り返しを組み込まれた勤務で、4週間ごとの期間につき8日又は3週間ごとの期間につき6日、それぞれ日勤に当たる日に週休日を指定するもの

イ 4交替勤務 日勤、日勤、当番及び非番を順次繰り返す勤務で、4週間ごとの期間につき8日、日勤に当たる日に週休日を指定するもの

3 警察署長は、地域警察勤務員の勤務制の運用を定め、警察本部長の承認を受けるものとする。

（制服の着用）

第9条 地域警察官は、常に制服を着用して勤務しなければならない。ただし、警察署長が命じたとき、又は警察署長の承認を受けたときは、私服を着用して勤務することができる。

（運営の基本）

第10条 警察署長は、警察本部長の指揮監督を受け、地域警察を、地域の実態に即して効率的に運営する責に任ずるものとする。

2 前項の責務を遂行するため、警察署長は、地域の人口、世帯数、面積及び地理、住民の意見及び要望、交通の状況、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他の管内の実態を的確に掌握し、地域警察の運営を計画的に行うとともに、地域警察官の配置、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

（警察本部部課長の職務）

第11条 警察本部において地域警察の事務を所掌する生活安全部長及び生活安全部地域課長は、地域警察に関する企画及び実施並びに他の課及び隊との連絡調整に当たるとともに、地域警察の効率的運営及び地域警察に関する指導教養について警察本部長を補佐するものとする。

2 警察本部において地域警察以外の事務を所掌する部課長は、その所掌する事務のうち地域警察に関連する企画及び実施並びに地域警察活動に必要なものについて指導教養を行うものとする。

（警察署地域警察幹部の職務）

第12条 警察署の地域警察幹部は、おおむね次の各号に従い、職務を行うものとする。

(1) 地域課長は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を処理し、地域課員の指揮監督及び指導教養に当たる。

(2) 地域係長及び地域係主任（地域警察勤務員を除く。）は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を処理し、下位の階級にある地域課（係）員の指揮監督及び指導教養に当たる。

(3) 地域警察勤務に従事する地域警察幹部は、率先して地域警察勤務を行うほか、これらの勤務を通じ、部下の指揮監督及び指導教養を行い、下位の階級にある地域警察勤務員と共同して活動するときは、必要な指揮を行うとともに、活動を通じて実践的な指導教養に当たる。

（警察署地域警察幹部以外の幹部の職務）

第13条 警察署の副署長又は次長は、地域警察の運用に関し警察署長を補佐するとともに、地域警察活動の効率化を図るため、各課（係）との地域警察活動に関する調整に当たるものとする。

2 警察署の地域警察幹部以外の幹部は、地域警察勤務員に対し、その所掌する事務のうち、地域警察活動に必要なものについて指導教養に当たるものとする。

（勤務準則）

第14条 地域警察勤務員の勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（以下「勤務準則」という。）は、別表第1のとおりとする。

（勤務基準及び勤務例）

第15条 警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第10条第2項に規定する管内の実態を勘案して、個別の活動単位ごとに地域の実態に即した勤務の方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を策定しなければならない。

2 警察署長は、勤務基準を策定したときは、勤務基準の例を示した表（以下「勤務例」という。）を作成し、地域警察勤務員に示すものとする。

（勤務変更）

第16条 警察署長は、管内の治安情勢等から必要があると認めるときは、地域警察勤務員に勤務方法別の勤務時間の割り振り等の変更（以下「勤務変更」という。）を命ずるとともに、適切な指示を行うものとする。

2 警察署の地域警察勤務員は、指定された勤務例による勤務を通じては処理することができない事件又は事故が発生した場合その他の緊急を要する場合において、前項の指示を受けるいとまがないときは、勤務変更を行うことができる。この場合においては、事後直ちに、その旨を警察署長に報告しなければならない。

（運営上の留意事項）

第17条 警察署長は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。

2 警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする。

（月間勤務計画）

第18条 警察署長は、地域警察勤務員の勤務配置等を計画的に行うため、月間業務計画、管内の治安情勢、諸行事等を考慮し、次の各号に掲げる事項を月間勤務計画として策定

し、毎月25日までに地域警察勤務員に指示するものとする。

- (1) 活動重点
- (2) 広報重点
- (3) 行事予定
- (4) 勤務指定
- (5) その他地域警察運営上必要な事項

(地域警察勤務員の意見の反映)

第19条 警察署長は、地域警察勤務に関する方針決定に当たっては、地域警察勤務員の責任と自主的な勤務意欲を高めるため、その意見を反映させるよう努めるものとする。

(地域警察幹部の指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第20条 地域警察勤務員に対する指揮監督及び指導教養に当たっては、地域警察幹部（地域警察勤務員を除く。）は活動単位を巡回することにより、地域警察勤務に従事する地域警察幹部は自らの勤務場所において、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察勤務員が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2 警察署長は、地域警察勤務員に対する指揮監督及び指導教養を計画的に行うため、1か月ごとに指揮監督及び指導教養計画を策定するものとする。

3 地域警察幹部は、指揮監督及び指導教養を行ったときは、その結果について警察署長に報告するものとする。

(活動の評価)

第21条 警察署長及び地域警察幹部（地域警察勤務員を除く。次条において同じ。）は、地域警察勤務員の活動の評価に当たっては、地域警察勤務員が行うべき活動の全般について、総合的に判断して、これを行うよう努めなければならない。

(申告及び報告)

第22条 交替制の地域警察勤務員は、勤務開始時に地域警察幹部又は当直責任者に申告し、指示を受けるものとする。

2 交替制の地域警察勤務員は、勤務終了時に勤務中の取扱事項中、特異、重要な取扱事項について、地域警察幹部又は当直責任者に報告するものとする。

3 地域警察勤務員は、夜間において所外活動を行うとき、及び帰所したときは、地域警察幹部又は当直責任者にその旨を報告するものとする。

(勤務の記録)

第23条 地域警察勤務員は、勤務日における勤務指定、活動重点及び勤務時間の経過に従って取り扱った事件及び事故の状況その他の活動の状況を勤務日誌（様式第2号）に記録するものとする。

(勤務交替時の引継ぎ)

第24条 交替制の地域警察勤務員は、勤務交替の都度、原則として勤務場所において、次の各号に掲げる事項について、引継ぎを確実に行わなければならない。

- (1) 訓示、指示及び教養事項
- (2) 諸願届で措置を必要とする事項

- (3) 事件及び事故等に関する事項
- (4) 車両及び無線機等の異状の有無
- (5) その他引継ぎを要する事項

2 前項の引継ぎに当たっては、勤務引継簿（様式第3号）に、記録して行うものとする。  
（受傷事故に対する配慮）

第25条 地域警察勤務員は、事件、事故等の処理に当たっては、必要な装備資機材を有効に活用し、受傷事故防止に努めなければならない。

2 地域警察官勤務員は、夜間の徒歩警ら、凶悪事件発生現場への臨場その他必要があると認めるときは、警棒を把持しなければならない。  
（事務引継ぎ）

第26条 警察署の地域警察勤務員は、配置換え等の事由により、職務を交替するときは、島根県警察職員の服務に関する訓令（平成10年島根県警察訓令第24号）第34条の規定によるほか、次の各号に掲げる事項を後任者に引き継がなければならない。

- (1) 民情、風俗に関する事項
- (2) 警察協力団体及び協力者に関する事項
- (3) 地域の主要行事等に関する事項
- (4) その他地域警察活動上配慮を要する事項

（準用）

第27条 削除

第2章 交番、警察署所在地及び駐在所

（設置）

第28条 規則第15条の規定に基づき設置する交番又は駐在所は、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）に定めるところによる。

2 警察署長は、交番又は駐在所の設置若しくは廃止又は所管区の区域を変更する必要があるときは、資料を添えて警察本部長に上申しなければならない。

3 前2項の規定は、警察署所在地について準用する。

（受持区の設定）

第29条 警察署長は、交番、警察署所在地及び駐在所の配置人員に応じ、所管区の世帯数、面積、行政区域等を考慮し、所管内の区域を分けて巡回連絡を担当する区域（以下「受持区」という。）を定めるものとする。

2 受持区は、所管区ごとに一連番号を付すものとする。

（交番所長）

第30条 交番には、その活動を一体として効果的に行わせるため、警部又は警部補の階級にある者を日勤制の所長（以下「交番所長」という。）として置くものとする。

2 警察署長は、交番の実情により交番所長に受持区を担当させないことができる。

3 交番所長は、率先して事件又は事故の処理その他の地域警察活動を行うほか、総括的な責任者として次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 所管区における地域警察活動の重点とその推進要領を策定すること。
- (2) 所管区の実情に応じて、交番の地域警察官を弾力的に運用すること。

- (3) 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関して指揮監督を行うこと。
- (4) 交番の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的な教養を行うこと。
- (5) 他の所管区との連絡調整を行うこと。
- (6) 所管区内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。
- (7) その他効果的な所管区活動を推進すること。

(班長)

第31条 交番又は警察署所在地において、1当務2人以上勤務する場合は、先任者を班長として置くものとする。

- 2 班長は、相互に緊密な連携を保つことにより、所管区における地域警察活動を一体として効率的に行うよう努めなければならない。

(所管区活動)

第32条 交番、警察署所在地又は駐在所の地域警察官は、所管区（第41条第1項の規定による運用を行う場合は、同項に規定する統合ブロックとする。以下この条、第33条及び第36条第2項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第2条の任務を遂行するものとする。

(警ら)

第33条 交番勤務、警察署所在地勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、所管区を巡行することにより、所管区内の状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、住民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

- 2 警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、原動機付自転車、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。

- 3 警らに際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警察官詰所)

第33条の2 警察署長は、所管区内で特に警戒警備等を行う必要があると認められる場所に警察官詰所を設けるものとする。

- 2 地域警察勤務員は、警らに併せ警察官詰所において、立番、見張り等を行うものとする。

(警ら重点及び警ら区)

第34条 警察署長は、所管区ごとに重要な地域、地点、施設等を警ら要点として設定するものとする。

- 2 警察署長は、警ら要点のうち事件又は事故の発生の状況等を勘案し、特に重要な警ら要点に警ら箱を設置するものとする。

3 地域警察勤務員は、警らの都度、警ら箱の設置場所に立ち寄り、警ら表（様式第4号）に時刻等を記入しなければならない。

4 警察署長は、所管区の地形、道路状況、警ら時間及び警ら要点を考慮して、所管区の区域を分けて警らを行う区域（以下「警ら区」という。）を定めることができる。この場合においては、所管区ごとに一連番号を付すものとする。

（警察官立寄所）

第35条 警察署長は、効果的な所管区活動を行わせるため、必要と認める所管区ごとに警察官立寄所を設けるものとする。

2 地域警察勤務員は、警らの都度、警察官立寄所を訪問し、犯罪の予防及び事故の防止に関する指導連絡を積極的に行わなければならない。

3 警察官立寄所には、表札（様式第5号）を掲示するものとする。

（巡回連絡）

第36条 交番勤務、警察署所在地勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導、連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要と認められるときは、第33条第1項の警らに当たって行うことができる。

3 巡回連絡の実施要領については、別に定める。

（在所）

第37条 交番勤務、警察署所在地勤務及び駐在所勤務の在所においては、交番若しくは駐在所の施設内又は警察署内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成・整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

2 第33条第3項の規定は、前項の在所について準用する。

（立番及び見張）

第38条 交番勤務の立番においては、原則として、交番の施設外の適当な場所に位置し、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

2 交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近に位置して、いすに腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 前2項の規定は、第5条第2項に規定する警察署所在地勤務及び駐在所勤務の勤務方法に立番及び見張を加える場合に準用する。

4 第33条第3項の規定は、第1項の立番及び第2項の見張並びに前項の立番及び見張について準用する。

（所管区案内図の掲出）

第39条 交番及び駐在所には、地理案内等の利便を図るため、所管区案内図を掲出しなければならない。

2 所管区案内図には、官公署、学校、病院その他の重要施設及び地理案内上の目標となるもの等を記入するものとする。

(団地等における特例)

第40条 警察署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、臨時交番を設け、又は移動交番車を派遣し、所管区活動を補うものとする。

- 2 第33条の規定は移動交番車勤務の警らについて、第37条の規定は移動交番車勤務の在所について準用する。この場合において、第33条第1項中「所管区」とあるのは「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第41条 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する2以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下「統合ブロック」という。）において、当該2以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、統合ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる交番の地域警察幹部の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者として統合ブロック長を指定し、必要に応じて当該統合ブロックの地域警察幹部の中から副責任者として副統合ブロック長を指定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる交番及び駐在所は同欄の区分ごとに統合ブロックとし、統合ブロック長は当該区分に応じ同表の右欄に定める交番所長を指定するものとする。
- 4 第2項の規定により、統合ブロック長の置かれた交番以外の交番には、第30条第1項の規定にかかわらず、交番所長を置かないことができる。
- 5 統合ブロック長の運用について必要な事項は、警察署長が定めるものとする。

(連携運用)

第42条 警察署長は、地域警察活動の合理的かつ能率的運用を図るため、2以上の所管区 の地域警察官を互いに連携させて運用する区域（以下「連携ブロック」という。）を設けるものとする。

- 2 警察署長は、連携ブロックの地域警察官に、次の各号に掲げる活動を行わせることができる。
  - (1) 連携共助活動
  - (2) 当該ブロックの他の所管区 の地域警察官の不在時における補完活動
  - (3) 共同警ら及び入り込み警ら
  - (4) その他必要な連携活動
- 3 警察署長は、連携ブロックの地域警察幹部の中から、当該連携ブロックにおける地域警察活動を調整する責任者として連携ブロック長を指定するものとする。
- 4 連携ブロックの運用について必要な事項は、警察署長が定めるものとする。

(ブロック長の職務)

第43条 第30条第3項の規定は、統合ブロック長の職務について準用する。この場合において、第30条第3項中「交番所長」とあるのは「統合ブロック長」と、「交番」及び「所管区」とあるのは「統合ブロック」と読み替えるものとする。

2 副統合ブロック長は、統合ブロック長の不在時において前項の職務を代行するものとする。

3 連携ブロック長は、連携ブロックに勤務する地域警察官相互の融和、強調に努めるとともに、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 連携ブロック活動に必要な勤務の調整に関すること。

(2) 連携ブロック活動の効率化に関すること。

(備付簿冊の様式)

第44条 別に定めるところにより交番、警察署所在地及び駐在所に備え付ける簿冊のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める様式を用いるものとする。

(1) 犯罪捜査簿 様式第6号及び様式第7号

(2) 備品台帳 様式第8号

(3) 所管区要覧 様式第9号～様式第9号の21

(4) 地域安全資料簿 様式第10号及び様式第10号の2

第3章 自動車警ら班

(設置)

第45条 自動車警ら班は、警察署地域課(係)に置くものとする。

(パトロール係)

第45条の2 自動車警ら班は、島根県警察の組織の細目等に関する訓令(平成7年島根県警察訓令第4号)別表第3に規定するパトロール係のことをいう。

(自動車警ら班等の活動)

第46条 自動車警ら班の地域警察官は、警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、交番、警察署所在地又は駐在所の活動状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第47条 自動車警ら班勤務の機動警らにおいては、前条に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 前項の機動警らは、原則として、2人1組を単位として行うものとする。

3 第1項の機動警らに当たっては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めるほか、次の各号に留意しなければならない。

(1) 機動警らへの出発、事件、事故等の処理の状況、その他自動車警ら班の勤務及び活動の状況について、通信指令課及び警察署通信室との緊密な連絡を行うこと。

(2) 機動警ら中は、交番、駐在所及び警備派出所に立ち寄るなどして、他の活動単位の地域警察官との連携を確保すること。

(3) 犯罪状況、交通事情等から、特に必要と認められる場合においては、駐留警戒を行うこと。

(待機)

第48条 自動車警ら班勤務の待機においては、指定された場所において、事件又は事故が

発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

#### 第4章 警備派出所

(警備派出所)

第49条 第28条第1項及び第2項の規定は、警備派出所の設置又は廃止について準用する。

2 警備派出所の地域警察官は、交番、警察署所在地又は駐在所の活動を補い、特定の地域において必要な警戒警備等の活動を行うものとする。

3 警備派出所勤務の警戒警備においては、特定の施設等について、当該施設等の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

4 第33条の規定は警備派出所勤務の警らについて、同条第3項の規定は警備派出所勤務の警戒警備について、第37条第1項の規定は警備派出所勤務の在所について準用する。この場合において、第33条第1項中「所管区」とあるのは「第49条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

5 別に定めるところにより警備派出所に備え付ける簿冊のうち備品台帳は、様式第8号を用いるものとする。

#### 第5章 交番相談員

(交番相談員)

第50条 交番相談員の運用及び任用等については、別に定める。

#### 第6章 雑則

(委任事項)

第51条 この訓令の実施のために必要な事項は、警察署長が警察本部長の承認を受けて別に定める。

附 則 (平成5年3月22日島根県警察訓令第5号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月15日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日島根県警察訓令第13号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月29日島根県警察訓令第34号)

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月5日島根県警察訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成9年1月30日島根県警察訓令第1号)

この訓令は、平成9年3月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月12日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月24日島根県警察訓令第16号)

この訓令は、平成11年3月5日から施行する。

附 則 (平成13年1月12日島根県警察訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月3日島根県警察訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成16年3月6日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、（略）

附 則（平成17年1月28日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月2日島根県警察訓令第39号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年6月12日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成18年6月20日から施行する。

附 則（平成18年9月6日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月12日島根県警察訓令第38号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月5日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成20年7月9日島根県警察訓令第18号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

別表 〔略〕

様式 〔略〕